

認定調査だより

No.16



3年ぶりの皆既月食、ブルームーン、スーパームーンも重なり
寒さは厳しい夜でしたが、見事な一夜となりました。気がつけば如月。
今年もよろしくお祈りします。

今回は【1-9 片足での立位（能力）】についてです。



【試行及び聞き取った状況】

「片足で立つのは怖くてできない」と言われ試行できず。屋内屋外ともに何も持たず歩行できるが、コーポの2階に居住しており階段は手すりを持ち昇降する。

【特記事項例①】

階段の昇降には手すりが必要と本人より聞き取る

【選択肢：何か支えがあればできる】



階段や段差になると転倒の恐れもあるから手すりを持つかもしれないね。
「部屋の出入口の敷居は跨げますか?」「ゆっくり足踏みはできますか?」
など、平地での様子を尋ねるといいかもしれない。

【修正版特記事項例①】

「片足で立つのは怖くてできない」と言われ試行できなかったが、敷居は跨げると聞き取り歩行時の状況から1秒程度の片足立位保持はできると判断した。

【選択肢：できる】



片方の足に体重を乗せて1秒間程度保持できるかどうかだよ。
階段を昇るときのように足を高く持ち上げる必要はないよ。
歩行の状況や他の動作確認の中で判断できる場合があるし、歩行が「できる」
又は「何かにつかまればできる」なら片足立位が「できない」は考えにくいよ。

【試行及び聞き取った状況②】

支えなく歩行できる。「転ぶかもしれない」とのことで壁に手を添えゆっくり足踏みできた。



【特記事項例②】

立位に不安があると訴え、壁に手を添え保持できた。歩行の状況から「できる」を選択

【選択肢：できる】



「足踏み」や「階段の昇降」は片方の足に体重を乗せて1秒間程度保持できるかの確認のために試行したり尋ねたりしていることだから、特記事項は「できる」なら「どのような状況でできる」のかを記入すると審査会の委員には状況が伝わりやすいよ



【1-3～1-8 寝返り～歩行】テキスト31頁～35頁

- 調査項目 1-3～1-8 までは基本的に「寝ているところから、歩くまでの行為」を分解し、それぞれの「能力」を評価。
- 寝返り→起き上がり→座位保持→立ち上がり→両足立位→歩行（5メートル）
- これらの行為が具体的な生活で用いられる際の介助の必要性は、「介助の方法」で評価する。
- 介護の手間が発生する前提条件や背景情報を提供するもの
 - 「日頃の状況」とは、「日頃どのような介助が行われているか」ではなく、「日頃からの能力の状況」。
 - 例)「歩行」は、日頃の「移動」の状況を記載する項目ではなく、「5m 休まずに歩く能力」についての日頃の状況を記載する。日頃の「移動の状況」の詳しい記載は、「2-2 移動」で行うと、審査会の委員には理解しやすいよ。



～編集後記～

今回は審査会からご意見をいただいた項目を取り上げました。気になる項目がありましたらお知らせください。インフルエンザが猛威を振っているようです。手洗い・うがいなどで予防し罹らないようお気を付けください。

【平成30年2月1日 発行元：岡山市介護保険課】